

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年5月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2101111号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2200022号

第1 結論

請求者のA社における平成30年7月31日の標準賞与額を3万円、同年12月27日の標準賞与額を20万5,000円に訂正することが必要である。

平成30年7月31日及び同年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和51年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成30年7月31日
② 平成30年12月27日

平成30年4月にA社に入社し、現在も在職しているが、厚生年金保険の賞与の記録がない。請求期間当時、A社から賞与の支給を受けていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②に係る賞与について、請求者から提出された平成30年7月31日支給の賞与明細書、同年12月27日支給の賞与明細書、A社から提出された年間集計表（以下「賃金台帳」という。）及び金融機関から提出された取引明細書により、請求者はA社から、請求期間①に3万円、請求期間②に20万5,000円を支給されていることが確認できるものの、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、賃金台帳に記載されている社会保険料控除額合計と請求者から提出された平成30年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、一致している。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を3万円、請求期間②に係る標準賞与額の記録を20万5,000円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。